別紙４（第１１条第１項関係）

中小事業者新事業展開設備導入支援事業に係る一者選定理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名： |  |
| 設置場所（店舗名等） |  |
| 契約する事業者名 |  |
| 機械装置・システム名称 |  |
| メーカー、型番・機種番号等 |  |
| 一者となる理由を以下の４つから１つ選択してチェックしてください。□**オーダーメイド**□**メーカー直販**□**特定代理店販売****□上記のほか、佐賀県イノベーションセンターが認めるもの　（該当記号　　　　）** |
| ※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください |

（注）２者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、又は、下記に掲げるセンターが認める場合となります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

ア 取扱店一店のため随契

特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上２人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 定価販売品につき随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく２人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍、図書券等）

ウ 少額経費につき随契

１件の予定価格１０万円未満の契約に当たり２人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき

エ 購入店（修繕等）と随契

物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。

オ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契

過去６ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことのある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。

カ 現在履行中の契約と関連した随契

現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。